

岩国市 歴史的風致維持向上計画



岩国市
令和6年(2024)7月



岩国市歴史的風致維持向上計画

令和6年7月

岩国市

— 目次 —

序章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の策定体制	2
4. 計画策定の経緯	4
第1章 岩国市の歴史的風致形成の背景	5
1. 自然的環境	5
2. 社会的環境	10
3. 歴史的環境	24
4. 文化財等の分布状況	34
第2章 岩国市の維持向上すべき歴史的風致	55
1. 岩国城下町の営みにみる歴史的風致	57
2. 錦川の恵みに育まれた営みにみる歴史的風致	93
3. 山代神楽にみる歴史的風致	111
4. 玖西盆地の伝統行事にみる歴史的風致	137
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	155
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	155
2. 既存計画（上位・関連計画）	158
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	174
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	176
第4章 重点区域の位置及び区域	177
1. 重点区域の位置及び区域	177
2. 重点区域の指定の効果	182
3. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	183

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項・・・・・・・・・・ 191

1. 市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

2. 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項・・ 197

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等の基本的な考え方・・・・ 197

2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事業・・・・・・・・ 200

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・ 221

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・・・・・ 221

2. 歴史的風致形成建造物の指定対象及び基準・・・・・・・・・・・・・・ 221

3. 歴史的風致形成建造物の候補・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 222

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項・・・・ 225

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 225

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針・・・・・・・・・・・・・・ 225

3. 届出が不要の行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229

1. 主な参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 229

2. ご協力頂いた主な方々（インタビュー・写真・資料提供）・・・・・・ 231

※ 計画書内の写真：出典等の記載のない写真は、岩国市及び協力会社によって2022～2023年に撮影されたものです。

序章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市には、県内でも有数の山々、清流、美しい海、世界に誇れる歴史・文化、観光資源等、多様な資源や個性が点在しています。特に、国指定の名勝である錦帯橋^{きんたいきょう}は、日本「三奇橋」に数えられる等、全国に知られる景勝地となっており、錦帯橋周辺では岩国城下町の面影を今日まで残しています。

そのほかにも、市内各地には歴史的な建造物や環境、祭礼行事などの人々の営みが現在まで地域の人々によって守られ、引き継がれています。

本市では、それらの豊かな歴史的な資源の魅力や価値を後世に継承するため、さまざまな施策によって環境整備や文化・芸術の保護・育成活動に取り組んできましたが、人口減少や少子高齢化等の社会環境の急速な変化によって、より一層の環境整備と歴史的な資源の価値の周知、及び担い手不足に陥っている地域の活動の継承意欲の高揚等に取り組んでいく必要があります。

平成20年（2008）11月4日に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」（以下、歴史まちづくり法）が施行されました。

「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」（歴史まちづくり法第1条）と定義されており、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定することで、文部科学省（文化庁[※]）、農林水産省、国土交通省の支援を受け、「歴史的風致」の維持向上を図っていくことが可能となります。

歴史的なまちなみの保全等に関しては、これまで文化財保護法、都市計画法に基づく風致地区等の地域地区や地区計画制度及び景観法により、景観の保全とともに、景観形成の事業に取り組んできました。これらは、文化財の保護や土地利用規制などに主眼が置かれており、歴史的な建造物の復原や、文化財の周辺環境の整備等には必ずしも十分に対応できていたわけではありませんでした。令和3年（2021）10月に県内では初めて「錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観」として、国の重要文化的景観の選定を受け、景観計画による取組とともに、歴史的な資源の保全や、これらを活かしたまちづくりを進めています。

本計画は、歴史まちづくり法に基づく「岩国市歴史的風致維持向上計画」であり、本計画を策定することで、岩国城下町の歴史的なまちなみの環境整備の促進と歴史的な資源の保存活用、市内の伝統的な活動の普及啓発や歴史的な建造物の滅失など地域における歴史的風致が失われないよう、歴史的な建造物の周知など、本市に受け継がれる歴史的風致の維持及び向上に必要な取組を実施し、歴史や文化を大切にするまちづくりの推進を図っていきます。また、地域の独自性の確立や、固有の伝統文化を保全し、後世に継承することへの意識の醸成や郷土文化に誇りを持つことにより、歴史的建造物の保全、滅失を抑制することへの意識の向上、地域の誇りや連帯意識の向上を図ることも目的とします。

※文化庁は文部科学省の外局です。文化芸術の振興・普及、文化財の保存・活用、宗教に関する行政事務などを行います。

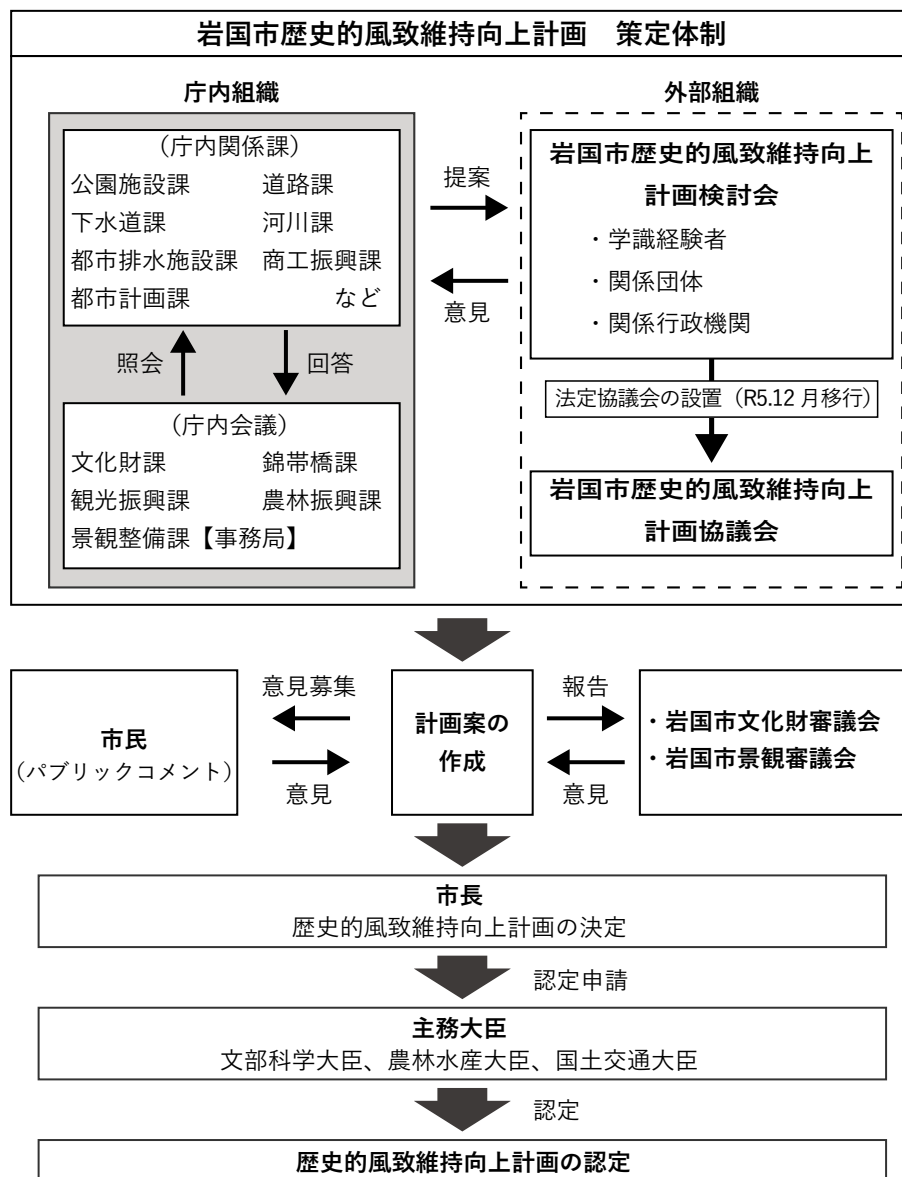
2. 計画期間

本計画の期間は、令和6年（2024）～令和15年（2033）の10年間とします。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和5年度（2023）に「岩国市歴史的風致維持向上計画検討会」を設置、同年度に歴史まちづくり法の規定に基づく法定協議会である「岩国市歴史的風致維持向上計画協議会」に移行し、計画内容について協議・検討を行いました。また、庁内においては、景観整備課を事務局として庁内会議を設置し、関係する各部局が連携して検討を重ねるとともに、法を所管する文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省からの助言や支援を受けながら、本計画の策定に取り組みました。

そして、パブリックコメントの実施による市民意見の募集や、岩国市文化財審議会、岩国市景観審議会等への報告を行い、計画を策定しました。



図序-1 歴史的風致維持向上計画の策定体制

表序-1 岩国市歴史の風致維持向上計画協議会構成

岩国市歴史の風致維持向上計画協議会			
種別	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	上村 信行	広島大学 助教	
	金谷 匡人	岩国市文化財審議会委員、前山口県文書館副館長	会長
	中川 明子	徳山工業高等専門学校土木建築工学科教授	副会長
関係団体	木村 圭一	岩国商工会議所 専務理事	
	米重 良治	岩国市観光協会 事務局長	
	福田 博一	横山地区自治会連合会 会長	
	藤川 克己	岩国地区自治会連合会 会長	
関係行政機関	山口県観光スポーツ文化部文化振興課長		
	山口県土木建築部都市計画課長		
	岩国市産業振興部長		
	岩国市文化スポーツ振興部長		
	岩国市建設部長		
	岩国市都市開発部長		
	岩国市農林水産部長		
ザイオ パ ー	国土交通省中国地方整備局建政部		

4. 計画策定の経緯

以下の経緯で計画の策定に至りました。

表序-2 計画策定の経緯

実施年月日	会議名等
令和3年12月27日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和4年6月1日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和4年10月24日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和4年12月1日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和5年1月13日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和5年3月22日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和5年4月26日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和5年8月1日	第1回 岩国市歴史的風致維持向上計画検討会
令和5年9月14日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和5年11月16日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和6年1月11日	第1回 岩国市歴史的風致維持向上計画協議会
令和6年1月19日	岩国市歴史的風致維持向上計画策定庁内会議
令和6年1月26日	市民意見公募（パブリックコメント）
～2月26日	
令和6年3月26日	岩国市文化財審議会
令和6年3月28日	岩国市景観審議会
令和6年5月28日	第2回 岩国市歴史的風致維持向上計画協議会